

※収支報告書は、提出されたものが、そのままインターネット上において公表されます。

令和 6 年 分
(開催分)
収 支 報 告 書

(ふりがな)
1. 政治団体の名称

リケンミンショウカキコリズン 11クダウシブ
立憲民主党埼玉県第11区総支部

2. 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1306-5

3. 代表者の氏名

島 田 誠

4. 会計責任者の氏名

高橋能樹

事務担当者の氏名

島 田 貴 子

(電話)

048-577-3456

※必ず、連絡がとれる事務担当者及び連絡先を記載してください。

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード					
0	0	6	6	3	0

団体コード					
1	0	0	8	0	5

収 受	入 力	枚 数	
植口		14	0

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ 政 党 の 支 部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類(現職・候補者の別)
(現職・候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
島 田 誠
公職の種類(現職・候補者の別)
衆議院議員(現職・候補者等)

資金管理団体の指定の期間
年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から
年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	十	百	千	万	円
	1	1	0	1	4000
(前年からの繰越額)					0
(本年の収入額)	1	1	0	1	4000
支 出 総 額	十	百	千	万	円
	7	0	1	4	000
翌 年 へ の 繰 越 額	十	百	千	万	円
	4	0	0	0	000

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十	百	千	万	円
					0
員 数	十	百	千	万	人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十 百 千 万 円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)		

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入											
交付金を供与した本部又は支部の名称				金 額				年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考	
立憲民主党本部				2	0	0	0	0	0	0	0
〃								2	0	0	0
〃				1	5	0	0	0	0	0	0
〃				1	5	0	0	0	0	0	0
〃				2	5	0	0	0	0	0	0
〃				1	0	0	0	0	0	0	0
〃								2	0	0	0
〃				2	5	0	0	0	0	0	0
立憲民主党埼玉県総支部連合会				1	0	0	0	0	0	0	0
こ の 頁 の 小 計				1	1	0	1	4	0	0	0
合 計				1	1	0	1	4	0	0	0

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考			
					本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出			
1 経 常 経 費	十	百	千	万	十	百	千	万
(1) 人 件 費				1 0 3 0 0 0 0				
(2) 光 熱 水 費								0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				2 6 4 0 0 6				
(4) 事 務 所 費				7 8 0 4 0 8				
小 計				2 0 7 4 4 1 4				
2 政 治 活 動 費								
(1) 組 織 活 動 費				1 7 3 0 7 5				
(2) 選 挙 関 係 費								0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)				4 7 6 2 8 5 1				
ア 機関紙誌の発行事業費								0
イ 宣 伝 事 業 費				4 7 6 2 8 5 1				
ウ 政治資金パーティー開催事業費								0
エ そ の 他 の 事 業 費								0
(4) 調 査 研 究 費								3 6 6 0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								0
(6) そ の 他 の 経 費								0
小 計				4 9 3 7 5 8 6				
合 計				7 0 1 4 0 0 0				

政治団体に本部・支部（政治団体として届出のあるもの）がある場合、本部又は支部に供与した交付金等に係る支出については、それらの費目ごとの合計額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 3. 備品・消耗品費				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計								0
その他の支出								264006
合計								264006

※経常経費（人件費を除く。）の支出のあった国会議員関係政治団体及び
資金管理団体のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所賃借料				50000	26.1.1	島田秀子	埼玉県大里郡寄居町大字1306-5	
				50000	26.2.1	〃	〃	
				50000	26.3.1	〃	〃	
				50000	26.4.1	〃	〃	
				50000	26.5.1	〃	〃	
				50000	26.6.1	〃	〃	
				50000	26.7.1	〃	〃	
				50000	26.8.1	〃	〃	
				50000	26.9.1	〃	〃	
				50000	26.10.1	〃	〃	
				50000	26.11.1	〃	〃	
				50000	26.12.1	〃	〃	
コピー修理費				54395	26.10.29	エフエニ販売(株)	北海道札幌市厚別区下野幌、テク111-72-6-3	
この頁の小計				654395				
その他の支出				126013				
合 計				780408				

※経常経費（人件費を除く。）の支出のあった国会議員関係政治団体及び
資金管理団体のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1、組織活動費 (行事・会議費)			
支 出 の 目 的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計								0
そ の 他 の 支 出								30647
合 計								30647

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 組織活動費 (旅費・交通費)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計								0
その他の支出						142428		
合 計						142428		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分イ 宣伝事業費 (宣伝事業費)			
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
リーフレット作成費				101	750	R6.5.13	オノ・プランニング・オフィス(株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
ポスター作製費				160	160	R6.8.20	〃	〃	
折込代				186	560	R6.9.4	(株)イマイ	埼玉県さいたま市大宮区土郷町2-15-1-7F	
ビラ作製料				265	540	R6.9.9	オノ・プランニング・オフィス(株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
SNS広告料				1100	000	R6.9.18	イチニ(株)	東京都渋谷区神宮前1-11-11-2F	
SNS掲載管理料				191	400	R6.9.18	〃	〃	
SNS広告料				330	000	R6.10.7	〃	〃	
ビラ作成費				240	020	R6.10.22	オノ・プランニング・オフィス(株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
ホームページ作成費				327	800	R6.10.22	〃	〃	
インスタ運用サービス代				158	250	R6.11.1	(株)コナラ	東京都渋谷区桜丘町20-1-6F	
TikTok運用サービス代				142	425	R6.11.1	〃	〃	
ポスタービラ作成費				745	690	R6.11.7	オノ・プランニング・オフィス(株)	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
折込料				561	275	R6.11.7	(株)イマイ	埼玉県さいたま市大宮区土郷町2-15-1-7F	
折込料				95	392	R6.11.7	〃	〃	
この頁の小計				460	6262				
その他の支出					2860				
合計				460	9122				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分イ 伝 達 事 業 費 (遊 説 費)			
支 出 の 目 的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
マイヤリスアンプ代				81900	26.10.17	(株)ソニアル	東京都台東区浅草1-2-1-1F	
この頁の小計				81900				
その他の支出				71829				
合 計				153729				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分々 調査研究費 ()		
支 出 の 目 的	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計											0	
そ の 他 の 支 出									3	6	60	
合 計									3	6	60	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 4 月 12 日

政治団体の名称 立憲民主党埼玉県第11区総支部

会計責任者の氏名 高橋能樹



※ 以下、解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名



政治資金監査報告書

令和6年4月12日

立憲民主党埼玉県第11区総支部

代表 島田 誠

登録政治資金監査人

渡辺 実



登録番号 第5610号

研修修了年月日 令和元年11月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党埼玉県第11区総支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党埼玉県第11区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党埼玉県第11区総支部に係わる領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党埼玉県第11区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、立憲民主党埼玉県第11区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上